

関係各位

「豚肉の輸入申告に係る審査・検査の充実等について」の取扱いの変更
について（お知らせ）

平素より税関行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

豚肉の輸入申告に対しましては、差額関税制度を適切に運用し、一層適正な通関を確保することを目的として、本年4月4日に関税局長通達「豚肉の輸入申告に係る審査・検査の充実等について」（財関第335号）が発出され、その審査・検査の充実等を図っているところですが、本年9月10日（月）以降、その具体的な取扱いを下記のとおり変更することといたしますので、関係各位におかれましては本取扱いに一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 価格資料及び送金資料の提出等に日時を要する場合の取扱いについて

生鮮・冷蔵豚肉及び冷凍豚肉について送金資料の提出又は提示（以下「提出等」といいます。）に日時を要する場合並びに生鮮・冷蔵豚肉について価格資料の提出等に日時を要する場合には、後日送金資料、価格資料を提出等していただくことを条件に事後審査扱いで輸入の許可を行う取扱いとしてきましたが、9月10日（月）以降に輸入申告される豚肉につきましては、この取扱いを行わないことといたします。

なお、豚肉の輸入申告に対しては、申告価格の妥当性を慎重に審査することとしていることから、価格資料、送金資料及び数量確認資料の提出等がない場合には、審査に時間を要することとなる場合がありますので、価格資料、送金資料及び数量確認資料の提出等にご協力いただきますようお願いいたします。

2. 価格資料及び送金資料について

(1) 豚肉の輸入申告については、契約書（写）等の提出等に加え、価格資料として

- ① 輸出国における輸出者の仕入価格がわかる資料
- ② 輸出国における輸出申告書その他の関係資料
- ③ 契約書の附属資料その他これらに類するもので単価算定方法等単価設定の根拠がわかる資料
- ④ 契約に至る引合い（Inquiry）、申込み（Offer）、反対申込み（Counter Offer）等の一連の流れの中で、価格に関して輸入者が作成し、又は輸出者から受領した書類（電子メールを出力したものを含む。）

のうち一以上の書類の提出等をお願いしておりますが、上記②について、その例示に「輸出許可書」を加えることとし、「輸出国における輸出申告書、輸出許可書その他これらに類する資料」に変更いたします。

- (2) 価格資料に併せて提出等をお願いしております「輸出者への送金資料」については、これまで具体的な例示をしておりませんでした。外国送金依頼書兼外国送金告知書等を例示することとし、「外国送金依頼書(申込書)兼外国送金告知書、外国送金関係明細書等の輸入者から輸出者への送金の事実がわかる資料(代金の決済が後払いの場合は後払いであることを確認できる資料(後払いであることが契約書(写)で確認できる場合には契約書(写)で可))」に変更いたします。

3. 「豚肉の輸入申告に係る調査票」について

輸入申告の際に提出をお願いしております「豚肉の輸入申告に係る調査票」(以下「調査票」といいます。)について、

- ① 貨物代金の決済条件(貨物の到着後 XX 日以内、輸入の許可後 XX 日以内等)
 - ② 輸入者及び再販売先の代表者名
 - ③ 輸出者と輸入者との間及び輸入者と再販売先との間の特殊関係の有無
 - ④ 再販売単価及び再販売額について消費税込み、消費税抜きの別
- を新たに記載(入力)していただくこととし、様式を別添のとおり変更いたします。変更後のblankフォーム(エクセル)が必要な方は、申告官署の通関総括担当部門にお申し出ください。

なお、売手である輸出者と買手である輸入者との間及び売手である輸入者と買手である再販売先との間の特殊関係については、以下の①から⑨までのいずれかに該当する場合には調査票の「有」の欄に、いずれにも該当しない場合には調査票の「無」の欄に○を付していただくようお願いいたします。

- ① 売手と買手とがその行う事業に関し相互に事業の取締役その他の役員となっている場合
- ② 売手及び買手がその行う事業の法令上認められた共同経営者である場合
- ③ 売手又は買手のいずれか一方の者が他方の者の使用者である場合
- ④ 売手又は買手のいずれか一方の者が他方の者の事業に係る議決権を伴う社外株式の総数の5%以上の社外株式を直接又は間接に所有し、管理し、又は所持している場合
- ⑤ 売手又は買手のいずれか一方の者が他方の者を直接又は間接に支配している場合(上記④に該当する場合を除く。)
- ⑥ 売手及び買手の事業に係る議決権を伴う社外株式の総数のそれぞれ5%以上の社外株式が同一の第三者によって直接又は間接に所有され、管理され、又は所持されている場合
- ⑦ 売手及び買手が同一の第三者によって直接又は間接に支配されている場合(上記⑥に該当する場合を除く。)
- ⑧ 売手及び買手が共同して同一の第三者を直接又は間接に支配している場合
- ⑨ 売手及び買手が親族関係にある場合

【問い合わせ先】

東京税関業務部通関総括第1部門
電話03-3599-6337

(別添)

○ 豚肉の輸入申告に係る調査票

原産国		種別 (いずれかに○を付してください。)	CHILLED	FROZEN
-----	--	----------------------	---------	--------

申告番号		申告年月日		申告官署		仕入書	番号	日付
------	--	-------	--	------	--	-----	----	----

契約関係	契約年月日	契約書番号	価格条件	建値	決済条件
------	-------	-------	------	----	------

(注1) 価格条件欄には「FOB」、「C&F」、「CIF」等を、建値欄には「JP¥」、「US\$」等を、決済条件欄には「貨物の到着からXX日以内」、「輸入の許可後XX日以内」等を入力(記載)してください。

輸入数量 (kg)	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ	その他 ()
-----------	----	-----	------	----	----	----	----	---------

輸入者	名称		代表者名		担当者名	
	輸入者符号		住所		連絡先電話番号	

輸出者	名称		担当者名		連絡先電話番号	
	所在国・地域		住所			
	売手である輸出者と買手である輸入者との間における特殊関係の有無 (いずれかに○を付してください。)					有

(注2) 仕入書に記載されている輸出者を入力(記載)してください。

通関業者	名称		通関業者コード	
------	----	--	---------	--

再販売先	名称		代表者名		担当者名				
	住所				連絡先電話番号				
	売手である輸入者と買手である再販売先との間における特殊関係の有無 (いずれかに○を付してください。)					有	無		
	部位	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ	その他 ()
	再販売単価 [(円/kg)								
	再販売数量 (kg)								
再販売額 [(円)	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注3) 再販売先が2以上ある場合には、「豚肉の輸入申告に係る調査票(つづき)」を使用してください。

(注4) 再販売先・再販売価格が未定の場合には、再販売先名称欄にその旨を記載してください。

(注5) 再販売単価欄及び再販売額欄の [] 内には、「消費税込み」、「消費税抜き」の別を入力(記載)してください。

※「つづき」を使用する場合には右欄に○を、使用しない場合には右欄に×を入力(記載)してください。

--

○ 豚肉の輸入申告に係る調査票(つづき)

再販売先	名称						代表者名			担当者名		
	住所								連絡先電話番号			
	売手である輸入者と買手である再販売先との間における特殊関係の有無(いずれかに○を付してください。)							有		無		
	部位	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ	その他()			
	再販売単価 [] (円/kg)											
	再販売数量 (kg)											
	再販売額 [] (円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

再販売先	名称						代表者名			担当者名		
	住所								連絡先電話番号			
	売手である輸入者と買手である再販売先との間における特殊関係の有無(いずれかに○を付してください。)							有		無		
	部位	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ	その他()			
	再販売単価 [] (円/kg)											
	再販売数量 (kg)											
	再販売額 [] (円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

再販売先	名称						代表者名			担当者名		
	住所								連絡先電話番号			
	売手である輸入者と買手である再販売先との間における特殊関係の有無(いずれかに○を付してください。)							有		無		
	部位	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ	その他()			
	再販売単価 [] (円/kg)											
	再販売数量 (kg)											
	再販売額 [] (円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 更に「つづき」を使用する場合には右欄に○を、使用しない場合には右欄に×を入力(記載)してください。

平成24年8月
東京税関業務部

調査票に記載する特殊関係の有無について（Q & A）

Q1 特殊関係がある場合の①にある「取締役その他の役員」とは、どのような者ですか。

(A1)

取締役その他の役員とは、取締役、監査役、理事、幹事等をいいます。

Q2 特殊関係がある場合の②にある「法令上認められた共同経営者」とは、どのような者ですか。

(A2)

法令上認められた共同経営者とは、それぞれ、その金銭、資産、労務、技術等を出資し、共同事業を営む者をいいます。

Q3 特殊関係がある場合の⑤、⑦、⑧にある「支配している場合」、「支配されている場合」とは、どのような場合ですか。

(A3)

支配している場合とは一方の者が法律上又は事実上他方の者を拘束し又は指図する地位にある場合を、支配されている場合とは一方の者が法律上又は事実上他方の者に拘束され又は指図される地位にある場合をいいます。これらの場合、原則として、締結及び解除が自由な契約に基づき民事上通常発生する権利義務関係は含まず、一方の者が他方の者の事業経営の根幹(例えば、取締役その他の役員、事業の所有若しくは議決権又は営業拠点所在地の変更)について拘束し(され)又は指図する(される)関係に限られます。

Q4 特殊関係がある場合の⑨にある「親族」とは、どこまでの範囲をいいますか。

(A4)

親族とは、6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいいます。